

各 部 局 長 様

副 区 長 天 貝 勝 己

令和 7 年度予算編成について（依命通達）

本区は新体制発足後、区民の声を重視し、区民視点に立った「誰もが住みたくなる 8 つのまちづくり」の実現に向けて取り組んでいる。さらに今年度は、区政運営の最高指針である「基本構想」「基本計画」を鋭意策定中であり、同時に既存事業の集中的な見直しに全庁を挙げて取り組むなど、区政運営の大きな転換期を迎えている。

区民税・特別区財政調整交付金は堅調に推移しているものの、本区の財政構造が人口や景気変動の影響を大きく受けることや少子高齢化の進展、先行き不透明な社会経済状況を踏まえれば、急激に歳入環境のトレンドが変わる恐れも十分にあり、慎重な見極めが必要である。

また、第二回定例会では、懸案となっていた学校改築において新たな方針を打ち出すとともに、老朽化施設の改築・改修、池袋駅周辺の大規模再開発事業、道路や橋りょうなどの大規模なインフラ整備が続くことから、投資的経費は今後数十年にわたり、過去最高水準で推移することが見込まれる。5 年度の基金残高は 562 億円、貯金超過額は 360 億円を記録したものの、将来的な投資事業を支えるために十分な金額とは言えない。

本区では平成 17 年度以降、各部局長の権限と責任で予算を編成する「枠配分方式」を採用してきたが、近年は自主的な見直し事例は極めて少なく、枠配分額超過が常態化するなど、機能不全に陥っている。こうした状況を踏まえ、令和 7 年度予算編成から 3 年間は「枠配分方式」を中止し、すべての事業を集中的に見直す政策経営部による「査定方式」を採用する。

将来のまちづくりに投資しつつ、目まぐるしく変化する区民ニーズに的確に対応し続けるためには、単に事業を拡充し続けるのではなく、枠内に位置付けられてきた既存事業をはじめ、すべての施策において再構築「リビルド」を繰り返し、財源を再配分することが持続可能な財政運営の大前提であり、これまで以上に考え抜いた予算を編成する必要がある。

予算案の作成にあたっては、各部局長の指揮の下、下記に掲げる事項及び別途示される事務処理方針に従い、別に定める期日までに提出されたい。

この旨、命によって通達する。

記

1. 一般的事項について

- (1) 令和7年度については、これまで実施してきた「枠配分方式」を見直し、「査定方式」により各事業の予算額を決定することとする。査定にあたっては、金額の査定だけでなく、事業見直しの視点で査定し、翌年度以降の事業見直しにつなげる。
- (2) 予算編成にあたっては、全ての既存事業において、事務事業評価などのツールを積極的に活用し、事業の妥当性や有効性を改めて検証し、これまでの取組の課題や成果を総括することで、時代に応じて、必要なリビルドを図られたい。
- (3) 財政支援団体等に対する財政支出については、財政支援団体等の経営の効率化、自立化の促進及び区と財政支援団体等との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法等を改めて検証したうえで、所要額を見積もること。
- (4) 部局予算案の作成にあたっては、区議会の審議状況や区民・関係団体の要望を十分に踏まえるとともに、事業の効率性、有効性に十分配慮し、「最少の経費で最大の効果」が上げられるよう知恵を絞り、創意・工夫すること。
- (5) 予算の計上にあたっては、前例踏襲に陥ることなく、事業の効率性や有効性、必要性を徹底的に検証し、必要に応じて事業の休止を含む抜本的な見直しを行った上で、予算の見積りを行うこと。
- (6) 予算要求額に対しては、財政課が一件査定を実施し、予算額の決定後、各部局に通知する。
- (7) 予算編成にあたっては、スケジュールや経費区分ごとの入力方法等を、別途示される事務処理方針や、順次財政課から発出される通知等を参考に行うこと。

2. 歳入予算について

- (1) 歳入の見積りにあたっては、財源を正確に捕捉し、確実かつ厳正に収入の確保を図ること。既存の特定財源のみにとらわれることなく、国及び都における予算編成等の動向に十分留意し、遺漏のないよう見積もること。

- (2) 特別区税及び国民健康保険料などを始めとする各種保険料については、引き続きあらゆる手立てを講じ、徴税（徴収）努力を払い、収納率の向上を図ること。
また、未回収となっている債権等についても、「豊島区の私債権等の管理に関する条例」に基づく「豊島区債権管理方針」により、その回収に努めること。
- (3) 税外収入については、各部局において情報収集に努め、積極的に活用を検討し、より一層の歳入確保に努めること。

3. 歳出予算について

- (1) 既存事業の継続を前提とした安易な増要求は慎み、事務事業ごとに必要性や重要性の観点から見直しを行ったうえでゼロベースの視点で予算要求を行うこと。継続をする場合でも、特段の理由がない場合は、直近の決算額を超えることのないようにすること。
- (2) 各種補助金については、従来の執行方法を漫然と継続するのではなく、必要性や効果を検証したうえで、補助基準の明確化を図るなど、適切な執行に努めること。
- (3) 物価高騰対応分については、令和6年度予算を基に必要最低限の予算要求とすること。